

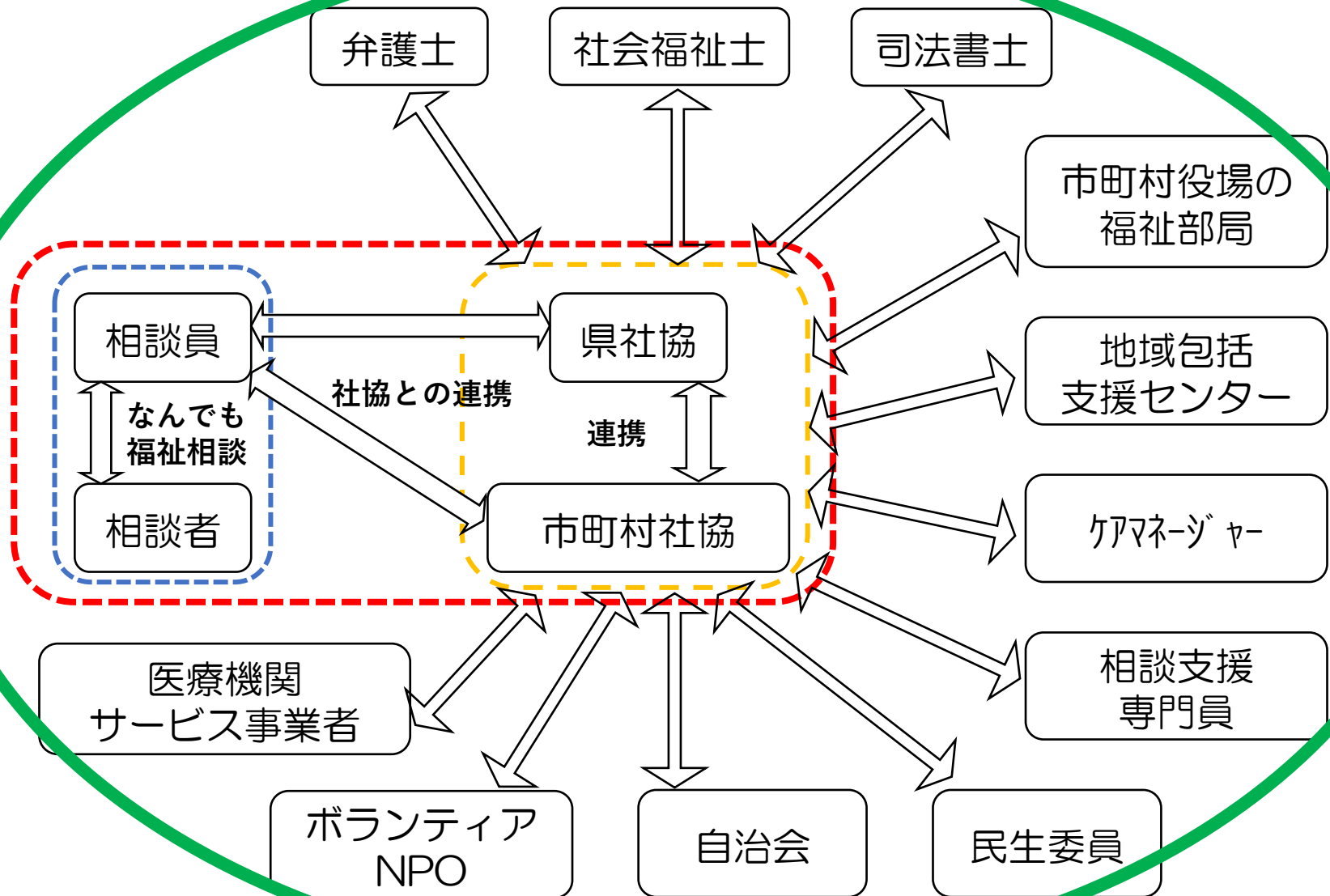
# 第 2 部

相談を入口とした  
司法と福祉の協働について

# 司法と福祉の協働

- なんでも福祉相談には、生活、介護、福祉、健康、法律、財産、家族・・・複層的な問題も想定されます。適切な「つなぎ先」が一つとは限りません。
- そんなときは、社協の幅広いネットワークを活用し、関係者複数で協働することを考えてみましょう。複数の関係者で「ケース会議」を持つことで、よりよい解決策が見つかることもあります。
- 弁護士が「ケース会議」に参加して、法律的な観点からのアドバイスをしたり、その後の法的手続を受任することもあります。

# 社会福祉協議会の幅広いネットワークの活用



# 例えば・・・

Xさん75歳。兄と二人で兄名義の実家に二人暮らし。兄以外に親族はいない。Xさんは軽度認知症診断を受けていたが、兄との二人暮らしに問題はなかった。兄が通帳を管理し、生活全般の面倒を見ていた。ところが、兄が3か月前に急死して以後、一人で暮らすことにいろいろと支障が出て、「相談」にやってきた。

相談を受けたケアマネの悩み

Xさんは有料老人ホームに入りたいがっているようだけれど、認知症が進んで施設契約にサインができるかしら・・・。

相談を受けた隣人の心配

お隣だしマメに顔を出して元気にしているか様子を見ようと思うけれど、Xさんだけでゴミ屋敷にならないかしら。

相談を受けた弁護士不安

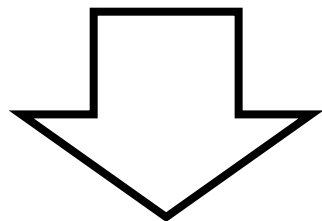
Xさんに保佐人がつけば相続財産で暮らしは何とかかなりそうだが、それまで自宅で安全に暮らせるだろうか・・・。

相談を受けたホームの懸念

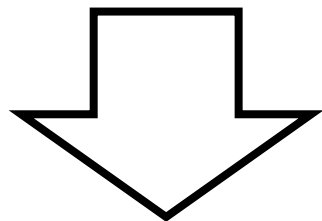
Xさんは年金収入だけだというけれど、施設利用料をきちんと支払ってもらえるかどうかは、私たちとしては心配。

**みんなで検討したらよい具合につながるかも？**

相談を受けた人ひとりで抱え込むと  
解決に向けた話が進まないこともある



「本人と相談を受けたひとり」だけではなく  
「本人を囲む様々な関係者が集まる」ことで  
対応を考えると解決への糸口が見つかるかも！



(社協が関与しているなんでも福祉相談で)  
社協のネットワークを活用しない手はない！

# 連携のきっかけ・連携の形は様々だが・・・ 関係者で情報共有・対応検討をする場として 「ケース会議」を持つことは大きな一歩

例えば・・・

○ 社協への家族からの相談をきっかけに、地域包括支援センターに情報が入り、地域包括支援センターが旗振り役になってケース会議  
(本人、本人の家族、包括職員、ケアマネ、サービス事業者、弁護士)

○ 虐待疑いの事案から、分離措置後の生活について役場から市町村社協に相談があり、市町村社協の声掛けでケース会議  
(本人、役場職員、措置入所施設職員、警察関係者、社会福祉士、弁護士)